

図書館協議会の開催について（ご案内）

令和4年度湖南省立図書館第4回図書館協議会を下記により開催いたします。

どなたでも傍聴していただけます。傍聴を希望されるかたは、2月12日（日）までに図書館カウンターまたは電話にて申し込みください。希望者多数の場合は抽選となり、その結果は2月15日（水）にお知らせします。なお、席に余裕があれば当日の受付も承ります。

-  **開催日時** **2月17日(金)**
午後7時00分～ 1時間程度
-  **開催場所** **甲西図書館 2階 視聴覚室**
-  **傍聴者定員** **3人(新型コロナウイルス感染予防対策のため以前より
少なくしています)**

図書館協議会とは、「図書館法」第14条の規定に基づき設置される機関で、湖南省においても「湖南省立図書館条例」第3条に設置が規定されています。

(参考)

「図書館法」

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

「湖南省立図書館条例」

第3条 図書館法第14条第1項の規定に基づき、図書館協議会を設置する。

2 委員の定数は、10人以内とする。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者等の中から、教育委員会が任命する。

4 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

5 補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

「湖南省図書館協議会傍聴人規則」

第2条 会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を図書館協議会の会長（以下「会長」という。）に申し出て係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。



傍聴申込先

甲西図書館 TEL 72-5550（月・火曜日、月末最終木曜日休館）
石部図書館 TEL 77-6252（水・木曜日休館）

